報告第３６号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

事故賠償について

１　専決処分年月日　　令和８年１１月２日

２　損害賠償額　　５３９，８１４円

３　相手方　　埼玉県川口市川口六丁目５番２７号２階
有限会社彩光通信
代表取締役　斉藤　淳一

４　事故の概要　　令和８年５月２７日午後０時３０分頃、市内飯泉３３６番地の３付近の市道４２３５において、相手方の高所作業車が工事のため停車したところ、道路が陥没し、車両の左前輪周辺部を破損させた。